

令和7年度 松江市保育所等保育料表(月額/円)

教育・保育給付2・3号認定

多子軽減 (保育料減額関係)	世帯の階層区分(父母の市町村民税額合算)		保育料(注3)		国基準(参考)	
	階層	定義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
	1	生活保護等世帯(注1)	0	0	0	0
	2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
所得割課税額 57,700円未満 の世帯 生計を一にする 兄弟がいる第2子 保育料半額	3B	ひとり親等の世帯(注2)	1,500	1,450	9,000	9,000
	3	均等割のみの世帯	4,000	3,900	19,500	19,300
	4B~6B	ひとり親等の世帯(注2) 所得割課税額 77,101円未満	2,000	1,900	9,000	9,000
	4	所得割課税額 48,600円未満	7,000	6,800	19,500	19,300
保育所等同時 入所の場合 2人目 保育料半額	5	所得割課税額 48,600円以上~72,800円未満	10,000	9,800	30,000	29,600
	6	所得割課税額 72,800円以上~97,000円未満	13,000	12,700		
	7	所得割課税額 97,000円以上~115,000円未満	19,000	18,600	44,500	43,900
	8	所得割課税額 115,000円以上~133,000円未満	25,000	24,500		
	9	所得割課税額 133,000円以上~151,000円未満	30,000	29,400		
	10	所得割課税額 151,000円以上~169,000円未満	35,000	34,400		
	11	所得割課税額 169,000円以上~202,000円未満	40,000	39,300	61,000	60,100
	12	所得割課税額 202,000円以上~235,000円未満	44,000	43,200		
	13	所得割課税額 235,000円以上~301,000円未満	48,000	47,100		
	14	所得割課税額 301,000円以上~349,000円未満	52,000	51,100	80,000	78,800
2人目 世帯上限額に より保育料を 減額調整	15	所得割課税額 349,000円以上~397,000円未満	56,000	55,000		
	16	所得割課税額 397,000円以上	60,000	58,900	104,000	102,400

(注1) 生活保護等世帯とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯をいう。

(注2) ひとり親等の世帯とは、ひとり親世帯、障害者手帳等の交付を受けた者同居家族がいる世帯などをいう。

(注3) 令和7年4月1日時点で3歳以上の場合は、幼児教育・保育の無償化により保育料は無料となります。
年度途中で3歳になっても保育料は変わりません。

【多子軽減】

- ・同時に2人の子どもが保育所等に入所している場合は、2人目の保育料は半額になります。
- ・生計を一にする兄弟が2人以上いる子どもの保育料は無料になります(※松江市独自の制度)。
- ・所得割課税額57,700円未満の世帯は、生計を一にする兄弟がいる第2子の保育料は半額になります。
- ・所得割課税額77,101円未満のひとり親等の世帯は、生計を一にする兄弟がいる第2子の保育料は無料になります。
- ・11~16階層となる世帯の保育料の世帯上限額を次のとおりとします。2人目の保育料は減額となります。

世帯上限額	11~13階層55,000円 14階層60,000円 15階層65,000円 16階層70,000円
-------	--